

○3番（枝 史子君） 改めまして、皆さんおはようございます。議席番号3番、枝史子です。傍聴席の皆様におかれましては、お忙しい中、足を運びくださいますありがとうございます。

それでは、議長により発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を進めてまいります。私は今回、子供への性暴力根絶に向けた取組についてのテーマで、2点の質問を設定いたしました。1つ目は、国が活用の義務を定めている特定免許状失効者管理システムの当町教育委員会における活用状況はどのようになっているか。そして2つ目は、子供への性暴力の防止及び起こってしまった被害をどのように把握し、対策を講じているのか。

以上2点の内容に対し、町の見解を問うというものです。

まず、この難しい単語、特定免許状失効者管理システムというものがありますが、これは特定免許状、教員免許が執行した者の管理をするシステムとお読みいただければと思います。これは、児童生徒へのわいせつ行為による教員の処分歴を記録するデータベースのことです。

まず初めに、なぜ今回この問題を取り上げようと思いついたのか、そのきっかけとなった事案が2点あります。それが、まず昨年、教員が女子児童らを盗撮し、SNSのグループチャットで画像を共有していた事件が発覚して、容疑者が逮捕されたという事件がありました。そしてもう一つ、教員採用の際に、児童生徒へのわいせつ行為による処分歴の有無を国のデータベースで確認することが法律によって義務づけられているにもかかわらず、半数以上の教育委員会や学校法人において確認されていなかったことが文科省の実態調査により明らかになったことです。

この2点について少し説明いたしますと、子供への性暴力、年々増加傾向にありまして、実際警察庁のまとめでは、18歳未満の子供が不同意わいせつなどの性被害に遭った事件の令和7年の摘発件数は、3年連続増加の4,858件に上り、過去10年で最多だったことが明らかになっています。そして、残念ながら教員によるわいせつ事案も相次いでいます。文科省の人事行政状況調査によると、令和6年度に性暴力などで懲戒処分となった公立学校教員は281人、そしてこの中身を見ると、被害者が自校の幼児、児童生徒だった割合、要するに自分の学校の先生から性暴力を受けた割合は、そのうち48%とほぼ半数を占めています。これらの数を見ただけでも、こんなにいるのかと憤りを覚えますが、実際にはこれは氷山の一角であり、本当はこの何倍もの子供が被害に遭って苦しんでいるのではないかと推察されます。なぜなら、性暴力というのは被害者が声を上げにくく、発覚しにくい犯罪だからです。

このような昨今の状況の中で起こったのが、先ほども申し上げましたが、教員による盗撮画像共有事件です。昨年、名古屋市内の小学校の教諭の男が逮捕されたことから、芋づる式にグループメンバーが摘発され、私が確認した限りでは7人の教員が逮捕されています。そして、その中には同じ県内東海村の村立中の教員も含まれていたことから、保護者の間でも不安が一気に高まることになりました。この事件の被害者は、報道によると延べ65人以上だそうです。そもそも学校は、構造的に性加害が起きやすいことが知られています。その理由としては、これは子供だけでなく大人でも当てはまるのですが、被害者と加害者の間で力の差が大きいほど性暴力が起きやすいからです。つまり、先生、

コーチといった子供を指導する立場の職業は子供より明らかに立場が上であるため、子供は逆らうことができずに、逆に加害側はその立場を利用して性暴力に及びます。また、子供と常に接し、信頼関係を築き上げて油断させるということも、大人の加害者の特徴として挙げられます。そして、ここに密室性、つまり親やほかの大人の目が届かない場所があることによって、性加害の発生の確率が高まってしまいます。

このように、構造的に性加害が起きやすく、実際にそのような事件が相次いでいることから、教職員等による児童生徒への性暴力を防止するために、令和3年に教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律という法律がつけられました。そして、この中で児童生徒へのわいせつ行為による教員の処分歴を記録するデータベースを国が整備し、教育職員を雇用する者は、そのデータベースを活用することと明記されています。しかし、実際には該当する組織の半分以上がデータベースの活用を怠っていたことが、文科省の実態調査で明らかになりました。これは、子供を守るための仕組みがつくられているにもかかわらず、それが使われていないことを意味しています。実際、残念ながらこのデータベースを使っていた団体の中だけでも、処分歴のある教員40人が教員採用に応募していたことが明らかになっています。この40人は、最終的に採用されませんでした。データベースの利用率が5割にも満たない中でこれだけの人数が応募していたということは、未使用の団体ではこうした教員が採用されてしまっていた可能性も考えられます。このようなことがあると、学校や教職員、教育委員会は真剣に考えてくれないと、保護者の不信感は増大されますし、子供を安心して学校に預けることができなくなります。それは、保護者側だけでなく、学校現場にも大きなダメージを与えます。真面目な大多数の教職員がやる気をそがれ、学校運営に大きなダメージが与えられ、それが巡り巡って子供たちにとっての環境の悪化につながります。そのようなダメージを防ぎ、保護者や子供と学校が友好的な関係を続けるためにも、現状の正しい説明が必要であると考えます。

そこで、1つ目の質問、国が活用の義務を定めている特定免許状失効者管理システムの当町教育委員会における活用状況はどのようになっているかについて、町の見解を問います。

続いて、2つ目の質問、子供への性暴力の防止及び起こってしまった被害をどのように把握し、対策を講じているのかについてです。1つ目の質問でも取り上げた国のデータベース活用は、子供への性加害を未然に防ぐための対策のうちの一つであり、ほかにも対策を実施していく必要があります。先ほど取り上げた教員による児童生徒暴力防止法の中では、国、地方自治体及び学校は、教職員等や児童生徒等への啓発、周知徹底を行うことと明記されており、教育の果たす役割は大きいと考えられます。ただ、このような対策をどれだけ徹底しても、どうしても抜け穴が生じてしまうことも残念ながら現実であることから、万が一起こってしまったときのことを想定した対策も考えておくことが必要となります。

今これだけ子供の性被害が起こっている中で、境町だけは絶対起こらないは、どう考えてもあり得ませんし、起こるはずがないという無謬性のわなに陥ってしまうと、子供の被害を見逃してしまいか

ねないと考えられます。被害が起こらないように防止に努めるリスク管理と、起きてしまった危機の負の影響を最小限にとどめる危機管理はどちらも大切であり、これらについて当町においてはどのような取組を進めているのか明らかにすることで、保護者の安心につながると考えます。

そこで、2点目の質問、子供への性暴力の防止及び起こってしまった被害をどのように把握し、対策を講じているのかについて、町の見解を問います。

以上2点の質問について答弁を求めます。

○議長（倉持 功君） 暫時休憩をさせていただいて、ちょっと確認をしたいということがありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

休憩 午前10時40分

---

再開 午前10時42分

○議長（倉持 功君） 暫時休憩に引き続き、質問を続けさせていただきます。

子供への性暴力根絶に向けた取組についての質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔教育次長 大竹良彦君登壇〕

○教育次長（大竹良彦君） 枝議員の1項目め、子供への性暴力根絶に向けた取組についての1点目、国が活用の義務を定めている特定免許状失効者管理システムの当町教育委員会における活用状況はどのようなになっているか、町の見解を問うとのご質問にお答えいたします。

特定免許状失効者管理システムは、児童生徒を性暴力から守る上で大変有効なシステムと認識しております。当町では、令和7年7月25日付で文部科学省に対しユーザー登録を申請し、同月28日に申請が承認されております。これ以降は、町単独で採用しております会計年度職員である非常勤講師を学校に配置するに当たり、特定免許状失効者管理システムを活用し、過去に児童生徒性暴力等により教員免許状が失効または取り上げられたことがないかチェックを行っております。これまでのところ、該当する者はございませんでした。今後も引き続き、特定免許状失効者管理システムを有効活用し、当町の児童生徒の安全確保にしっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、枝議員の1項目めの2点目、子供への性暴力の防止及び起こってしまった被害をどのように把握し、対策を講じているか、町の見解を問うとのご質問にお答えいたします。児童生徒への性暴力は断じて許されるものではなく、教職員による子供への性暴力の未然防止に向け、様々な取組を実施しているところであります。

各学校では、年間計画に位置づけられたボトムアップ型コンプライアンス研修の実施、児童生徒性暴力等の防止等に関する教職員向け啓発ポスターの職員室への掲示などを通じて、性暴力は被害者に深刻な影響を与えることを理解させるなど、性暴力防止に係る啓発を継続的に実施しているところで

す。また、被害を防止する上では、性暴力を起こしにくい環境を整えることも重要であることから、第三者の目が行き届く環境を整え、密室状態を避けるとともに、教室や更衣室などの定期的な点検で盗撮防止に努めております。さらに、SNS等による接触が被害につながることを懸念されるため、教職員と児童生徒との私的なやり取りの禁止の徹底に努めております。

次に、被害の把握につきましては、まずは日頃児童生徒と接している担任等が児童生徒の変化を見逃さないことが重要であります。また、被害を受けた児童生徒はなかなか声を上げづらいものと考えられることから、児童生徒が自ら被害を訴えやすい環境の整備に取り組んでおります。毎月アンケート調査を実施し、気になる児童生徒には話を聞くなどするほか、児童生徒の1人1台端末に茨城県が実施しておりますネット目安箱という相談窓口のアイコンを表示するなどの対応を行っております。

次に、万が一性暴力による被害が発生した場合には、被害児童生徒を守ることを最優先に対応してまいります。具体的には、校長をリーダーとする校内危機対応チームを組織するとともに、学校、教育委員会、警察、医療機関等と必要な連携を図ってまいります。被害児童生徒は、心身に大きな影響を受けていることから、スクールカウンセラーの緊急派遣など、心のケアに当たってまいります。さらに、登校できないなどの状況もあり得ることから、家庭訪問等を行い被害児童生徒や保護者に対する継続的な心のケアを行ってまいります。

今後も引き続き、教職員への研修等を強化するなど、子供の性暴力根絶に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（倉持 功君） ただいまの答弁に対し質問はございますか。

枝史子君。

○3番（枝 史子君） ご答弁ありがとうございます。先ほどのデータベースについては活用をしっかりとされているということで、その回答を聞き安心しました。

同じく子供を性暴力から守る取組ということで、先ほどのデータベースは文科省なのですけれども、今度12月から、こども家庭庁の所管のほうによるこども性暴力防止法という、通称日本版DBSというのが施行されます。こちらと同じように子供を性暴力から守るための、事業者にそういう措置を講じることを義務づけているのですけれども、こちらはさらに保育園、認定保育園や、あるいは放課後児童クラブとか学習塾といった、そういう民間も含めて、割と学校だけにとどまらない、もうちょっと枠を広げたこども性暴力防止の法律になっているのですけれども、こちらやはり放課後児童クラブとかがあることですから、境町としては、この法律、12月施行に向けまして、どのような準備を進めているのか、どのような取組を今行っているのか、それについてもこちらでお伺いできればと思います。

○議長（倉持 功君） 質問に対する答弁を求めます。

町民生活部長。

○町民生活部長（野口和久君） それでは、枝議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、保育園とか認定こども園の状況についてでございますが、認可保育所や認定こども園における保育士採用時の資格確認につきましては、保育士特定登録取消者管理システムというものがありまして、これは先ほどお話にありました教員免許の失効者管理システムと同じようなシステムでございます。まず、この活用が令和6年4月から義務づけされております。町内の園に確認しましたところ、全ての園でこのシステムに登録がされておりまして、職員採用時には活用されているというような状況でございます。

また、ご質問にありました12月25日に施行されます子ども性暴力防止法に伴いまして、町内の各認可保育園、認定こども園におきましては、同法の施行に合わせまして、犯罪事実の確認を行うことができる性暴力防止法関連システムの利用に必要な、まずGビズIDというものが必要になりまして、今その事前登録を行っていただいているところでございます。また、子供の安全を確保するための措置を講ずる責務が各認可保育園や認定こども園には課せられておりますので、各園で今後講ずる安全確保措置につきましても、確実に実施をしていただけるように今依頼をしているところでございます。

また、児童クラブの職員に関しましても、同じ子ども性暴力防止法関連システムというものによりまして、過去の性暴力関係の確認をすることができますので、今後総務課においてこのシステムの登録等を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（倉持 功君） ただいまの答弁に対し質問はございますか。

枝史子君。

○3番（枝 史子君） ありがとうございます。日本版DBSの施行に向けて準備されていることを伺って、こちらも安心いたしております。

先ほどの2つ目の質問のほうで、教育委員会のほうのご答弁で、教員向けに子供たちへの性暴力を防止するための取組で研修を行っている、あと啓発を行っている、そのようないろいろな取組を答弁していただいたのですけれども、子供自身が暴力を未然に防ぐということで、子供にそのような力をつけるという取組というのが実際ございまして、それがCAPというプログラムがあります。これ日本で導入されて30年くらいたつのですけれども、これは子供が暴力から自分を守るための教育プログラムというもので、これは先ほど教育委員会のほうで答弁がありました、教えるというものだけではなくて、子供たちが自分で自分は大切な存在なのだということを学んで自分を大切にするという、そのような効果があります。

また、このCAPプログラムというのは特徴として、子供だけでなく周囲の大人も子供のそのような声が聞き取れるように、子供のことを支えられるようにという子供を受け止める力を養うというプログラムも両方備わっていることから、子供自身が自ら声を上げる力と、大人が受け止める力という両方が高められるというプログラムになっております。こちら、かすみがうら市では、2015年から毎年市内の全小学校4年生にこのプログラムを実施しているということがありますから、このような取

組を検証して取り入れるということに関して、町では検討していただけるかどうかというのもちよっとお聞きできればと思うのですけれども。

○議長（倉持 功君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、橋本正裕君。

○町長（橋本正裕君） それでは、枝議員さんのご質問にお答えします。

このCAPと呼ばれるチャイルド・アサルト・プリベンションのプログラム、先ほど茨城県内でもかすみがうらで導入したという話を教えていただきましたけれど、本当に先進自治体であれば、非常に多くのところでやっているというのも聞いていますので、まず教育委員会自体がこのプログラムを知らないといけないと思いますので、そういった先進自治体に研修に行って、そして境町に導入するように、そういった形で進めていければなというふうに思っております。

さらには、子供たちへの性暴力の対策というのは、自治体側の対策としては、やはり1番に未然の防止、さらに2番目に早期発見、そして3番目に被害後の支援、そして再発防止と、こういうサイクルがあると思うのです。先ほど言ったCAPプログラムというのは1番のところだと思うのです。そういった中には、やはり今後はしっかりと学校や児童クラブ、保育園にも防犯カメラを設置したりして死角をなくすとか、そういったことというのは自治体側でできることで、未然に防ぐ意味でもプログラム以外にもやっていけることで、そういった意味では境町が所有しているというか、境町が運営をしている児童クラブは全て防犯カメラをつけさせていただいて、死角がないようにさせていただいております。さらに今後は、学校なんかもいろんなところ死角があります。そういったところもやっついていかなくてはならないのではないかと考えていて、多分これは性暴力ではないですけども、1つはこういう事例がございました。これは笑い話ではなく、うちの子が保育園終わって小学校に上がったわけです。そうしたら、もう正門から入れなくなってしまったわけです。何でと言ったら、学校怖いと言うわけです。教育長に相談しました、何か学校怖いってうちの子が言っているよって。そうしたら、教育長なんて言ったかって、いや、そんなことはないですって、みんないい先生だからというのです。でも、子供の声って結構重要ではないですか。僕は分かったと、教育委員会話聞いてくれないので、防犯カメラ全部つけろと言って、小学校1年生の教室全部つけました。そうしたら3か月後、うちの娘が何て言ったか、学校優しくなったと言ったわけです。やっぱり見られているとか、死角がなくなると、例えばPTAの皆さんからもいただいたのが、いじめです。げた箱で靴隠されると。ちよっどその保護者の方が僕のところ来て、あそこの何でしたっけ、げた箱があるところ。

〔「昇降口」と言う者あり〕

○町長（橋本正裕君） 昇降口に防犯カメラつけてくれというのです。PTAの役員ですよ、多分会長もやった人。教育委員会に言ってもつけてくれなかったのでしょうね、学校に言ってもつけてくれなかったのでしょう。僕はすぐつけろって言ってつけました。そうしたら、もう隠されることなくなったというわけです。やっぱりそういうことって、身近な子供たちの意見だとか保護者の意見を聞き

入れて、しっかりそれを安心安全で、親御さんたちも安心、子供たちも安心で通えるようにするのが行政の役割だと僕は思っていますので、今回の枝さんの提案、非常にいい提案だと思っていますので、分からないこと、多分行政ってまだまだあると思うのです。ですので、こういうところ見に行ったらいいよとか、それからこういうのを導入したらいいよ、そういう声を届けていただいて、我々もしっかりとそういった声に沿っていきたいというふうには思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（倉持 功君） ただいまの答弁に対し質問はございますか。

枝史子君。

○3番（枝 史子君） 町長、ありがとうございます。質問ではありませんけれども、先ほど町長のほうから、CAPについてはかすみがうら市に出向いてというか、研修をする用意があるということでお話……

〔「かすみがうらよりももっと先進地があるよ」と言う者あり〕

○3番（枝 史子君） CAPについて研修するということを考えていらっしゃるということで、本当にありがたいと思います。

繰り返しになりますけれども、子供に対する性暴力というのは、本当にその子のその後の長い長い人生に物すごいダメージを与えてしまうということがありますので、先ほど町としてはこのようなこともやっていく、こういうことも考えていくということでかなり前向きに考えているということが分かって、私はとても安心しました。これからも大人が自分のこととして、自分の子供、自分の孫、自分事として子供に対する性暴力についてもっと向き合って勉強していけるような、そのような責任があるのではないかと申し上げまして、以上で今回の私の一般質問を終わりにしたいと思います。

○議長（倉持 功君） 以上で、枝史子君の一般質問を終わります。